

平成 26 年 第 1 回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 26 年 1 月 21 日 開会

平成 26 年 1 月 21 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成26年 第1回定例会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成26年1月21日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第1号 教育長の一般経過報告について
- 2 議案第1号 岩見沢市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正について

そ の 他

○本委員会に出席した者

委 員 長	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	大 橋 弘 道
委 員	佐々木 和 子
教 育 長	舩 甚 和 俊

教 育 部 長	名 和 田 勉
学校教育・生涯学習担当次長	今 野 幸 広
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
指 導 室 長	兼 平 晃 成
学 校 給 食 課 長	町 田 隆
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	柴 田 勤
子 ども 課 長	所 美 穂 子
図 書 館 長	勝 田 真 澄
緑陵高等学校事務長	佐 藤 昌 明
事務局学校教育課総務係長	藤 本 耕
事務局学校教育課総務係	虎 谷 淳

午後 2 時 0 0 分 開会

○武蔵委員長 それでは、ただ今から平成 26 年第 1 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さん、お願いします。

初めに、日程番号 1、報告第 1 号 教育長の一般経過報告について 説明をお願いします。

○舛甚教育長 平成 25 年 12 月 12 日から平成 26 年 1 月 12 日における事務処理の概要について、ご説明申し上げます。

12 月 12 日、第 61 回市民の文化祭実行委員会の反省会に出席いたしました。

18 日、緑陵高校第 18 回情報コミュニケーション科課題研究発表会に出席いたしました。大変素晴らしい発表を拝見させていただきました。

20 日、岩見沢市防災会議に出席いたしました。災害発生時に、市がエフエムはまなすと連携して、ラジオ端末による緊急放送を行うことができるよう取り組んでいくという話がありました。

26 日、第 15 回ショパン国際ピアノコンクール全国大会に出場することになった小学生 3 名が、報告のために訪問してくれました。

この 3 名は、昨年に続いてアジア大会にも出場しております。

27 日、昨年、年末年始の休日に係る条例等が改正されたことに伴いまして、この日が仕事納めでありました。

1 月 3 日、岩見沢市小・中学生初級スキー教室開講式に出席しました。

参加者が初めて 400 名を切り、370 名ほどでした。多い時には 1,500 名の参加があったことを考えますと、本当に少子化が進んでいることを実感いたします。

以上でございます。

○武蔵委員長 ただ今、教育長から一般経過報告がございました。皆さんの方から何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 なければ、本報告につきましては終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○名和田教育部長 では、議案第 1 号、岩見沢市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた社会教育委員の任命又は委嘱の基準について規定しようとするものであります。

以上です。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

それでは日程番号 2、議案第 1 号 岩見沢市社会教育委員の定数及び任期に関する条例

の一部改正について を審議いたします。

それでは、説明をお願いします。

○柴田生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、ご説明申し上げます。

昨年の12月17日の定例教育委員会におきまして、平成26年3月31日をもって任期満了となります、岩見沢市社会教育委員の選出方法についてご協議をいただいた際、社会教育法の改正についてご説明させていただきましたが、今回は法改正に伴う本市条例の一部改正についてご審議を願うものでございます。

議案第1号の参考資料をご覧くださいと思います。

条例の一部改正の概要について、フロー図を添付してございます。

①をご覧ください。現在の社会教育委員は、社会教育法第15条第2項にあります、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する、という基準により選任しております。

しかし、国の第3次一括法により、この社会教育法第15条第2項の基準が削除され、改正後の社会教育法第18条で、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めるとされ、この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする規定されました。

次のページは、改正になりました社会教育法の新旧対照表になっております。

第15条第2項に社会教育委員の委嘱の基準がありましたが、改正案では第15条第2項が削除され、第18条に社会教育委員に関し必要な事項は当該地方公共団体の条例で定めなければならないことと、委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌するものとされたことがお分かりいただけると思います。

次に、文部科学省令で定める基準についてですが、現行の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成25年9月10日に公布、平成26年4月1日から施行されることになり、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が新たに規定されました。

次のページをご覧くださいと思います。その省令の新旧対照表でございます。

題名の冒頭に、「社会教育委員及び」が追加され、本則を第2条とし、第1条に社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準が加えられ、社会教育法第18条の文部科学省令で定める基準は、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする」と規定されました。

2ページお戻りいただきまして、フロー図の②の参酌すべき基準は、ただ今ご説明させていただきましたが、現行の社会教育法第15条から削除された社会教育委員の委嘱に係る規定と同様の基準が示されております。

岩見沢市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正に当たっては、今後も専

門的な知識や経験が必要と考えていることから、参酌すべき基準を市の基準とした改正案としております。

それでは、議案第1号、岩見沢市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正案について、ご説明をいたします。

条例改正の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず題名ですが、現行条例では、委員の定数と任期に関する事項を定めておりますが、改正により委嘱の基準も定めることになることから、「岩見沢市社会教育委員条例」に変更いたしたいと思います。

次に、第2条ですが、「15人以内」の「以内」を削除いたします。

これは、今回の社会教育法の改正によるものではありませんが、「定数」という言葉の意味と、「以内」という言葉の意味が矛盾すると考えられることから、削除するものであります。

次に、第3条ですが、こちらも今回の社会教育法の改正によるものではありませんが、委員の再任に関する規定がなかったことから、再任できることを新たに規定するものであります。

次に、第4条ですが、現行では委員の解職について規定しております。

任命又は委嘱を行う教育委員会に解職の権限があること、また、市の他の附属機関の条例に、解職の規定はほとんどないことから、第4条内の条文を削除し、新たに条文を、「委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。」とし、文部科学省令で定める基準と同じ、(1) 学校教育及び社会教育の関係者、(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者、(3) 学識経験のある者を規定しております。

条例の施行は、平成26年4月1日となります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございました。

今、細かく説明していただきましたが、議案第1号について、皆さんの方から意見、質問等がありましたらお願いしたいと思います。

国の法律改正に伴い、条例の改正が必要になるということです。

○大橋委員 ただ今、改正が必要となった経過、根拠を説明していただきましたので十分理解できましたし、異論はないのですが、条例内の文言を理解するために教えていただきたい点があります。改正後の第4条、「任命又は委嘱」とありますが、「任命」となる場合と「委嘱」となる場合の違いについて理解を深めたいと思うのですが、説明をお願いしますか。

○柴田生涯学習・文化・スポーツ振興課長 職員が社会教育委員になることができないという規定がないため、その場合を想定し、「任命」という文言を使用しております。

職員以外の方に教育委員会が社会教育委員をお願いする場合には、「委嘱」という文言を

使用しております。

○大橋委員 はい、よく分かりました。ありがとうございます。

○武蔵委員長 その他いかがでしょうか。

まず、条例の題名が変更になるということですが、特に問題はございませんか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 内容については、先ほど詳しい説明がありましたが一覧でしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、異議がないということでございますので、議案第1号につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

それでは次に、その他に移りたいと思います。

委員の皆さんから何かございませんか。

(「ありません」という声あり)

○武蔵委員長 なければ、事務局の方から何かございませんか。

○所子ども課長 岩見沢市青少年問題協議会条例の一部改正の予定について、ご報告をいたします。

お手元に資料を1枚お配りしております。

青少年問題協議会は市長の附属機関であるため、教育委員会の議案にはなりません。所管が子ども課となっていることから、この場で改正予定のご報告をさせていただきます。

今回の改正は、先ほどの社会教育委員の定数及び任期に関する条例と同様、第3次一括法によるものでございます。

これまで、会長の要件及び委員の資格要件は、地方青少年問題協議会法において定められていたため、市の条例に特段の定めはありませんでしたが、今回の改正で、それらが自治体の判断に委ねられることとなったため、協議会が取り扱う問題を勘案し、これまでどおり会長を市長とするほか、必要な事項について定める予定となっております。

また、今回の改正にあわせ、条例と規則の間の設定事項について、お手元の資料のとおり整理を行い、市議会第1回定例会に提案する予定となっておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

岩見沢市青少年問題協議会条例の改正ということですが、これについて、ご質問等ありますか。

(「ございません」という声あり)

○武蔵委員長 なければ、これは私たちにも関係のある内容ですので、理解をしておく必要があるということです。

他にお持ちの方いらっしゃいますか。

○町田学校給食課長 3点ほど報告がございます。

まず1点目は、ノロウイルスの関係でございます。

静岡県浜松市でノロウイルスを原因としました集団食中毒が発生しております。

当市の調理所におきましても委託業者が数社ございますので、ノロウイルス対策として、衛生管理に十分注意するよう、昨日、文書を発送いたしました。

また、先日の校長会におきまして、学校におけるノロウイルスについての注意事項として、手洗いの徹底と学校給食を食べ嘔吐した児童生徒が出た場合には、必要な処置をしていただき、学校給食課の方に連絡いただきたいということをお願いしました。

2点目につきましては、報道等で冷凍食品を扱っている会社の商品に農薬が混入していたことが問題になっておりますが、当市の学校給食では、こちらの会社の商品は使用しておりません。

3点目でございますが、学校給食運営委員会に諮問しておりました学校給食費の改定につきまして、先ほど北澤委員長から武蔵委員長へ答申書が渡されました。

この答申を受けまして、最終的に教育委員会で給食費を決定することになりますが、2月初めに各学校におきまして入学説明会がございますので、保護者に対する配布文書に改定後の給食費を反映させたく、近日中に教育委員会においてご審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○加藤学校教育課長 ただ今、学校給食課長から報告がありましたが、給食費の改定につきまして、ご審議いただくため臨時会の開催をお願いしたく、この場で日程を決定いただきたいと思っております。

案としましては、1月30日午後1時45分をお願いしたいと思います。

○武蔵委員長 ただ今、臨時会の開催についての提案がありました。

1月30日午後1時45分からということですが、よろしいでしょうか。

(「はい、よろしいです」という声あり)

○武蔵委員長 では、臨時教育委員会につきましては、1月30日午後1時45分、場所については、この会場で行いたいと思っております。

それでは、他にございますか。

なければ、来月の定例会の日程について協議したいと思います。

2月18日が第3火曜日となりますが、この日程でよろしいでしょうか。

(「はい、よろしいです」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、次回の定例会につきましては、2月18日午後2時からということで、決定してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

場所は、この会場ということでお願いいたします。

以上をもちまして、第1回教育委員会定例会を終了させていただきます。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 5 分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第 1 6 条の規定により、ここに署名する。

署名委員